

稿 本山彦一翁傳を頒つに當りて

われ等本山社長傳記編纂委員等は、昭和二年三月その指名を受けました際から、その脱稿期を大略昭和四年夏季と定めました。これは同年八月十日をもつて社長は喜壽の誕辰を迎へらるゝのですから、この日において出来上つた傳記を呈上するは、最も適はしいこと、考へたからです。しかしして編纂委員等はそれ〴〵本務を有するものが多く、傳記の爲めに専心することを許されなかつたにか、はらず、ほゞ所定の期日までに脱稿する見込はつきました。ところが料らざる障害のために出版の遅延を來すことが生じ、しかもその原因は肝腎の本山社長が傳記の生前出版といふことにつき、たゞに乗り氣でないばかりでなく、むしろこれを氣恥かしいとして躊躇せらるゝ風の見えたことでした。しかしながら株主總會の決議により會社の重役から傳記編纂委員を命ぜられた委員等としては、その任務の遂行を中止するわけにゆかぬので種々協議した結果、今回の出版は本山社長の希望さるゝ通り、傳記の執筆範圍を主として大阪毎日新聞社に關係ある事柄に限り、もつて大阪毎日新聞社について知らうとするもの、参考書たらしむるに止め、完全且つ精確なる全傳記の編纂はこれを本山翁百歳の後を期することとし、かくして既に集められぬたる傳記資料を急に整理按配して印刷に附したのがこの稿本山彦一翁傳です、されば當初の豫定通りなれば裕に八月十日までに出版し得たはずのこの傳記は、からうじて本山社長の誕辰を記念する舊曆の八月十日即ち九月十二日までに製本をみるにいたつたもの、おしせまつて急遽事を運んだがため種々の方面に無理の生じたのは、全く最初において十二分の餘裕あるを信じた委員等の過怠として、切に本山社長を始め一般に對して恐縮に感ずるところです。しかしして稿本山彦一翁傳はこれを大阪毎日新聞社の株主、大賣捌店、廣告取次店、および重なる社員等に頒つはづですが、これ等の人々により漏れたる事實の補遺と間違つた箇所訂正を求め、もつて將來本山彦一翁傳の完璧を期すること、したいのです。されば今こゝに稿本山彦一翁傳を頒つことは本山社長の志ではないが、編纂委員等は將來完全なる本山彦一翁傳編纂の方便としてこの稿本の頒布を決行することにも、配本を受けられたる諸君は一樣に皆脱漏を補ひ誤謬を正して、これを編纂委員等に通知する義務を有せられるものであると思召が願ひたいのです。あまり勝手な申分ですが委員等の苦衷を察せられて、よろしく御教示を賜はらんことを希望の至りに堪へません。

昭和四年九月

本山社長傳記編纂委員

竹越與三郎
太田原在文
三浦喜一郎
佐伯大太郎
同
大宅經三

<831>